

(7) 登記されていないことの証明書・身分証明書

平成20年4月1日から、申請者等（様式第十二号及び様式第十三号の略歴書に記載した法人の役員、本人、建設業法施行令第3条に規定する使用人）が成年被後見人などの欠格要件に該当しない旨を証明する以下の2つの書類の提出が必要になりました。

証明書は発行後3か月以内のものを提出してください。

1 登記されていないことの証明書 → 東京法務局が発行します。（下記参照）

略歴書に記載した法人の役員・本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

2 身分証明書 → 各市町村の戸籍事務担当課が発行します。（下記参照）

略歴書に記載した法人の役員・本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、禁治産者又は準禁治産者の宣告、後見の登記の通知、破産宣告又は破産手続き開始の通知を受けていない旨の区市町村の証明書

※登記されていないことの証明書の見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	富山 二郎
②生年月日	昭和20年 1月 1日
③住所	富山県富山市新立山1番7号
④本籍	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

平成〇〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 〇〇〇〇

※身分証明書の見本

身 分 証 明 書	
本 籍	富山県富山市新立山1番7号
本人氏名	富山 二郎
生年月日	昭和20年 1月 1日
<p>1 禁治産又は準禁治産の宣告を受けていない</p> <p>2 後見の登記の通知を受けていない</p> <p>3 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない</p>	
上記のとおり証明する。	
平成〇〇年〇月〇日	
富山県富山市長 〇〇〇〇 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="checkbox"/>	

〒930-0856

富山県富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎

富山地方法務局戸籍課

(Tel) : 076-441-0550 (代表)

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

(Tel) : 03-5213-1234 (代表)

身分証明書については本籍を所管する市町村の戸籍事務担当課にお問い合わせください。

外国籍の場合は、国籍の入った証明書を取得願います。(身分証明書の添付が免除されます。)